

秋田県告示第212号

農林水産大臣から次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

令和6年5月7日

秋田県知事 佐竹 敬久

1(1) 解除予定保安林の所在場所

ア 由利本荘市鳥海町百宅字滝ノ上23の11・24の25（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、23の12（以上3筆国有林）

イ 由利本荘市鳥海町百宅字滝ノ上24の30（次の図に示す部分に限る。）、24の28、24の32

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 解除の理由 道路用地とするため

2(1) 解除予定保安林の所在場所 由利本荘市鳥海町百宅字滝ノ上24の25（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を秋田県農林水産部森林環境保全課、秋田県由利地域振興局農林部及び由利本荘市役所に備え置いて縦覧に供する。）